令和８年10月23日（金）
団体交渉資料（特区連）

経験者採用制度（係長職）における見直しについて（案）

１　趣旨

更なる人材確保を効率的に行うため、経験者採用制度（係長職）の見直しを行う。

２　内容

採用区分Ｂ（主任職）を優秀な成績で合格した者を対象とした係長職の経験者採用制度を導入する。なお、詳細は別紙のとおりとする。

３　導入時期

令和９年度から導入する。

４　その他

本見直しに伴い、令和８年度末をもって、採用区分Ｃ（事務（ＩＣＴ））を廃止する。

その他関連する諸制度に影響がある場合、所要の見直しを行う。

別紙

<table>
<tr><th colspan="3">項目</th><th colspan="2">内容</th></tr>
<tr><td colspan="3">対象職種</td><td>事務（一般事務・ICT）、福祉、心理※1、土木造園、建築、機械、電気、保健師※1</td><td>福祉（保育士）</td></tr>
<tr><td colspan="3">採用時の職務の級</td><td colspan="2">３級職</td></tr>
<tr><td colspan="3">実施方法</td><td colspan="2">人事委員会から任命権者に委任された選考</td></tr>
<tr><td colspan="3">選考の方法</td><td colspan="2">面接その他任命権者が必要と認めるもの</td></tr>
<tr><td rowspan="5">受験資格</td><td colspan="2">年齢</td><td colspan="2">選考受験日の属する年度の末日において、65 歳未満※2</td></tr>
<tr><td colspan="2">資格等</td><td colspan="2">採用区分Ｂ（主任職）と同様</td></tr>
<tr><td rowspan="3">業務従事歴</td><td rowspan="2">経験年数等</td><td>採用選考実施要綱により定める採用予定日の前日において、直近 18 年中 12 年以上</td><td>採用選考実施要綱により定める採用予定日の前日において、直近 20 年中 14 年以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">○　満 22 歳（福祉（保育士）においては満 20 歳）に達した日の属する年度の翌年度の４月１日以降の期間に限る
○　１年以上の期間について、複数のものを通算できる
○　公務員及び非正規労働者としての従事歴を含む
○　１つの事業に週 20 時間以上従事することを要す</td></tr>
<tr><td>内容</td><td colspan="2">事務（一般事務）以外の職種（職務名）については、当該職種（職務名）に関係のある業務</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="2">採用区分Ｂ（主任職）の選考を優秀な成績で合格した者</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">初任給</td><td colspan="2">初任給は次のとおり（有用な経験等がある場合は、所要の調整を行う。）</td></tr>
<tr><td>３級 33 号給</td><td>３級 29 号給</td></tr>
<tr><td colspan="3">採用後の任用上の取扱い</td><td colspan="2">採用後２年目に管理職選考（Ｉ類）受験可</td></tr>
</table>

※１　別途提案している「経験者採用制度における対象職種の拡大について（案）」の決定をもって対象とする。

※２　令和９年度から令和 12 年度までの間、年齢要件は次表のとおりとする。

選考年度	9	10	11	12
年齢	63 歳未満		64 歳未満	

令和８年10月23日（金）
団体交渉資料（特区連）

課長補佐職における任用資格基準の見直しについて（案）

１　趣旨

意欲・能力の高い職員について、より早期の昇任を可能とすることで、職員のモチベーション向上及び能力の活用を図るため、任用資格基準の短縮を行う。

２　内容

任用資格における３級職在職年数について、現行の「７年」を「５年」に改正する。併せて、課長補佐職昇任能力実証における対象資格についても同様に改正する。

３　実施時期

令和９年度から実施する。

なお、制度の円滑な移行を図るため、令和９年度は３級職在職年数を「６年」とし、令和10年度から「５年」とする。

４　その他

関連する諸制度に影響がある場合、所要の見直しを行う。

令 和 8 年 10 月 23 日（ 金 ）
団 体 交 渉 資 料（ 特 区 連 ）

職種の廃止について（案）

１　趣旨

新たな採用が見込まれず、令和９年４月１日時点で現員がいない職種を廃止する。

２　対象職種

会計、物理、准看護師、家庭奉仕

３　実施時期

令和８年度末をもって廃止する。

４　その他

関連する諸制度に影響がある場合、所要の見直しを行う。

令 和 8 年 10 月 23 日（ 金 ）
団 体 交 渉 資 料（ 特 区 連 ）

経験者採用制度における対象職種の拡大について（案）

１　趣旨

保健師及び心理職の更なる人材確保を図るため、経験者採用制度における対象職種の拡大を行う。

２　内容

対象職種に「保健師」及び「心理」を追加する。なお、詳細は別紙のとおりとする。

３　実施時期

令和９年度から実施する。

４　その他

経験者採用制度における職種「心理」の追加に伴い、令和８年度末をもって、児童相談所等での経験を求める採用制度における児童心理区分を廃止する。

その他関連する諸制度に影響がある場合、所要の見直しを行う。

別紙

<table>
<tr><th colspan="3">項目</th><th>内容</th></tr>
<tr><td colspan="3">対象職種</td><td>保健師</td></tr>
<tr><td colspan="3">採用時の職務の級</td><td>１級職、２級職</td></tr>
<tr><td rowspan="4">受験資格</td><td colspan="2">年齢</td><td>選考受験日の属する年度の末日において、65 歳未満※</td></tr>
<tr><td colspan="2">資格等</td><td>保健師免許を有する者</td></tr>
<tr><td rowspan="2">業務従事歴</td><td>経験年数等</td><td>１級職：採用選考実施要綱により定める採用予定日の前日において、直近 10 年中４年以上
２級職：採用選考実施要綱により定める採用予定日の前日において、直近 14 年中８年以上</td></tr>
<tr><td>○　満 22 歳に達した日の属する年度の翌年度の４月１日以降の期間に限る
○　１年以上の期間について、複数のものを通算できる
○　公務員及び非正規労働者としての従事歴を含む
○　１つの事業に週 20 時間以上従事することを要す</td></tr>
<tr><td></td><td>内容</td><td>保健師、助産師又は看護師としての業務</td></tr>
<tr><td colspan="3">初任給</td><td>初任給は次のとおり（有用な経験等がある場合は、所要の調整を行う。）
１級職：１級 41 号給
２級職：２級 29 号給</td></tr>
<tr><td colspan="3">採用後の任用上の取扱い</td><td>１級職：採用後３年目に主任職昇任選考受験可
２級職：採用後４年目に係長職昇任能力実証の対象となる
採用後５年目に管理職選考（Ⅰ類）受験可</td></tr>
</table>

※　令和９年度から令和 12 年度までの間、年齢要件は次表のとおりとする。

選考年度	9	10	11	12
年齢	63 歳未満		64 歳未満	

<table>
<tr><th colspan="3">項目</th><th>内容</th></tr>
<tr><td colspan="3">対象職種</td><td>心理</td></tr>
<tr><td colspan="3">採用時の職務の級</td><td>１級職、２級職</td></tr>
<tr><td rowspan="4">受験資格</td><td colspan="2">年齢</td><td>選考受験日の属する年度の末日において、65 歳未満※</td></tr>
<tr><td colspan="2">資格等</td><td>学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)の心理学科を卒業した者又はこれに相当する者</td></tr>
<tr><td rowspan="2">業務従事歴</td><td>経験年数等</td><td>１級職：採用選考実施要綱により定める採用予定日の前日において、直近 10 年中４年以上
２級職：採用選考実施要綱により定める採用予定日の前日において、直近 14 年中８年以上</td></tr>
<tr><td>○　満 22 歳に達した日の属する年度の翌年度の４月１日以降の期間に限る
○　１年以上の期間について、複数のものを通算できる
○　公務員及び非正規労働者としての従事歴を含む
○　１つの事業に週 20 時間以上従事することを要す</td></tr>
<tr><td></td><td>内容</td><td>心理に関する業務</td></tr>
<tr><td colspan="3">初任給</td><td>初任給は次のとおり（有用な経験がある場合は、所要の調整を行う。）
１級職：１級 45 号給
２級職：２級 29 号給</td></tr>
<tr><td colspan="3">採用後の任用上の取扱い</td><td>１級職：採用後３年目に主任職昇任選考受験可
２級職：採用後４年目に係長職昇任能力実証の対象となる
採用後５年目に管理職選考（Ｉ類）受験可</td></tr>
</table>

※　令和９年度から令和 12 年度までの間、年齢要件は次表のとおりとする。

選考年度	9	10	11	12
年齢	63 歳未満		64 歳未満	

令和８年10月23日（金）
団体交渉資料（特区連）

管理職選考種別Ⅰ類における年度途中採用者等の受験資格の見直しについて（案）

１　趣旨

年度途中採用者等について、受験機会の拡大を図るため、管理職選考種別Ⅰ類における受験資格の見直しを行う。

２　内容

年度途中に２級職に採用された者又は昇任した者（採用予定年度の前年度に繰上げ採用された者を除く。）の管理職選考種別Ⅰ類の受験資格における在職年数については、当該年度の４月１日に任用された者とみなして計算する。

３　実施時期

令和９年度から実施する。

４　その他

本改正に伴い、関連する諸制度に影響がある場合、所要の見直しを行う。

令 和 8 年 10 月 23 日（ 金 ）
団 体 交 渉 資 料（ 特 区 連 ）

係長職の負担軽減等に向けた取組について

職員が係長職への昇任を躊躇する主な背景として、代替困難性の高さや責任・負担感の増大があることを踏まえ、係長職の負担軽減等に向けた取組について、下記のとおり全区で共有した。

１　「主査」の設置目的や職務・職責の再共有

（設置目的）

係長職の負担軽減及び多様な職員が持つ経験や専門性等の更なる活用を図る観点から設置した

（職責）

係長と同等の職責を担い、協力・連携関係にある

（配置場所）

専門的な事務等を処理する場合やライン係長の代理を行う場合等、各区の実情に応じて、柔軟に配置することができる

２　各区における取組事例の共有

（１）主査の活用

毎年度、人事担当課が主査の職責や役割を周知した上で、各所属長が主査の担当事務を指定し、所属職員へ明示することで、主査の役割を明確化している事例

（２）職員の専門性やスキルの活用

専門的知識や技術を持つ人材の育成や活用を推進するため、エキスパート職員制度などを実施している事例

（３）昇任時期の選択／昇任時の配慮

職員の育児や介護等の事情を踏まえ、合格翌年度からの昇任待機を認める制度の実施や昇任後の配置先に配慮している事例

３　今後の事例共有について

各区の実態に応じた取組に資するよう、引き続き取組事例の共有を行う。また、今後共有した事例を含め、特別区の事例集として取りまとめることとする。